平成２５年（フ）第３３４号
栃木県さくら市氏家2525番地３
破産者　有限会社加藤金物店
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５８５号
栃木県日光市七里695番地19
破産者　石戸　久臣
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５１７号
埼玉県川口市差間２丁目34番13号
破産者　株式会社アクア・キューブ
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５１１号
岡山市南区平福２丁目７番17号、住民票上の住所岡山市北区芳賀5113番地33
破産者　古田　泰憲
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６７号
最後の住所広島市南区仁保３丁目30番５―308号
破産者　被相続人亡髙柳浩相続財産
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２号
長崎県松浦市今福町仏坂免932番地
破産者　有限会社スーパー中原
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
沖縄県豊見城市字高安597番地３　プラザとよみ101
破産者　株式会社万翔企画
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１９５号
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納288番地１
破産者　有限会社ヤスモリ
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１９６号
福島市土湯温泉町字下ノ町22番地の１
破産者　株式会社いますや旅館
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第４９号
福島県伊達市保原町大字大泉字道城場109番地１
破産者　有限会社ダイニングスコープ
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第８７１号
横浜市神奈川区白幡向町17番34号、商業登記簿上の本店所在地横浜市神奈川区白幡向町16番９号
破産者　有限会社ワイ・エム・ティー
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１９６号
東京都練馬区立野町15番11―202号
破産者　ヴァンガード有限会社
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６号
島根県浜田市下府町2164番地38
破産者　有限会社千浪
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第１３１号
愛媛県四国中央市金生町下分72番地３
破産者　有限会社真互工務店
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第８３５４号
東京都葛飾区南水元３丁目７―２―304
破産者　荒川　　操
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０６７号
東京都葛飾区堀切２丁目９―４―302、開始決定時の住所東京都葛飾区四つ木４丁目４―12―401　ライオンズマンション四つ木第３
破産者　高久　孝康
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５２１号
茨城県稲敷郡阿見町青宿425番地７
破産者　有限会社トーフのねぎし
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５２２号
沖縄県那覇市前島１丁目13―１―201、開始決定時の住所茨城県稲敷郡阿見町大字青宿425―７
破産者　根岸　治郎
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５２３号
沖縄県那覇市前島１丁目13―１―201、開始決定時の住所茨城県稲敷郡阿見町大字青宿425―７
破産者　根岸千代子
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７７５号
新潟県新潟市東区下山３丁目1407番地１
破産者　有限会社在宅福祉センターひまわり
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２３７号
静岡県沼津市大手町２丁目４番13号　大手町第２Ｓビル
破産者　株式会社アロハ・キャロライン
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部